



藤田医科大学 地域共生社会推進センター 地域共生 UPDATE !

センター長通信

VOL.
8

2025年11月

NEWS !

障害者福祉サービスから一般雇用への移行が進みました。

本年3月から障害者福祉サービスを継続利用しながらスマイルチームでの勤務を始めた愛知県初の取組みについて、10月20日に福祉サービスの利用を終了して、大学による雇用へと完全移行しました。

卒業生全員が医療職に就く藤田医科大学で、学生が障害者スタッフとの交流しながら学ぶ事は大切と考えています。

大学内で丁寧に清掃作業を行う島明宏さん



解説

本年3月に始まった福祉と就労の併用

本年はじめ、大学のある豊明市共生社会課から相談がありました。就労継続支援B型事業所で働く島明宏さんを藤田医科大学で週10時間未満での勤務で受入可能かとの内容でした。島さんは市内の「あおぞら」でシイタケ生産を継続しながら、3月から大学で週9時間45分の勤務を開始。徐々に勤務時間を増やし、10月20日に大学での勤務に完全移行しました。年末には、週30時間働けるよう頑張っています。



あおぞらでシイタケ生産を行っていた頃の島さん

ポイント

福祉の工賃から賃金への移行

就労継続支援B型で働いて支払われるのは雇用契約に基づく給料ではなく、作業の対価である工賃です。2024年度の愛知県の平均は月額27,068円でした。これが一般の事業所に雇用されると、最低賃金法が適用されます。愛知県の最低賃金は、本年10月から時間額1,140円と1,077円から引き上げられ、最低賃金であっても、週30時間働くと週に34,200円以上の賃金となり、毎月の収入は格段に高くなります。

島さんは、藤田医科大学で賃金を受け取ることで就労意欲が高まり、完全移行しました。本人、ご家族にとって安心して働ける職場になればと思います。島さんには、引き続き、しっかりと働いていただければと願っています。

ひと言メモ

雇用と福祉の障害者就労支援との併用

障害者福祉の就労継続支援B型は、元々、働くことが困難な障害者向けサービスで、一般雇用で働ける障害者の雇用との併用は認められませんでした。

2024年3月に厚生労働省が取扱いを緩和し、一定の条件のもと、就労継続支援B型と雇用の併用が可能となりました。それまでは福祉か雇用の選択が必要で、長年利用した事業所を離れる不安が一部にありました。事業所、勤務先双方の定着支援を受け徐々に勤務に移行する方式は、雇用への挑戦が万が一うまくいかない場合に対する不安を少なくします。

一般雇用への移行を応援する見直しで、多くの方が利用できると良いなと思います。

連絡先

藤田医科大学 地域共生社会推進センター

センター長 堀江 裕

【事務局】 〒470-1192 愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98

藤田医科大学2号館3階 学事部学事課

0562-93-2653 c-inclusive@fujita-hu.ac.jp

URL: <https://www.fujita-hu.ac.jp/c-inclusive.html>

